

# 「従事者共済会貸付金事業の利用を検討している方へ」

《貸付対象者》 従事者共済会加入期間が1年以上の方

※従事者共済会の貸付を受けている方の連帯保証人や従事者共済会の掛金を滞納している方、2025年1月以降の貸付で領収書が未提出の方はご利用いただけません。

## 《ご利用の流れ》

### 1. 勤務先の事務ご担当者へ相談

「従事者共済会貸付金細則」（従事者共済会 HP 参照）をもらい、内容をご確認ください。

### 2. 従事者共済会に連絡（必須）

最初に、貸付を必要とする理由・希望の貸付金額や時期等についてお伺いします。貸付可能な上限額は個人により異なりますので、必ず従事者共済会（以下、共済会）にお電話ください。お手元に金額を証明できる書類（見積書等）を準備してからお電話いただくと、申込金額の確認等をスムーズに行うことができます。

### 3. 申込書類の作成・提出

「貸付金借受申込書」と「金銭消費貸借契約証書」は、HPからダウンロード（印刷）します。ご不明な点等は、共済会に確認し作成してください。申込書類作成後、共済会（お問い合わせ先に記載の住所）に郵送してください。

※申込締切日は共済会HPの「貸付金事業の届出様式」に掲載しています。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/kyosaikai/todokede.html>



### 4. 貸付の決定

共済会から「貸付決定通知書」「返還計画表」を施設・団体あてに送付いたします。

### 5. 貸付金の送金

締切日翌月の1日（金土日祝日にあたる場合は前営業日）に申込者の口座に送金します（貸付金から送金手数料を控除します）。

### 6. 領収書の提出

1か月以内に領収書の提出をお願いします（申込時に既に提出いただいた方は提出不要）。領収書が未提出の場合、原則として今後この制度をご利用いただけません。

### 7. ご返済

「返還計画表」に従い、毎月の返還金を給与から差し引いて返済いただきます。

### 8. 返済完了

共済会から「貸付金返還完了報告書」と「金銭消費貸借契約証書」を施設・団体あてに送付いたします（最終引落月の翌月）。

## 《貸付理由》

- ① 災害費 ② 傷病・入院費 ③ 葬祭費 ④ 結婚費 ⑤ 出産費 ⑥ 教育費 ⑦ 住宅購入費 ⑧ 住宅改修費  
⑨ 家具・家電購入費 ⑩ 自動車購入費 ⑪ 旅行費 ⑫ 転居費 ⑬ その他（必要と認められた場合）

## 《申込みに必要な書類》

|                     |                          |                                                     |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|
| 提出が必須               | A 貸付金借受申込書（貸付様式 1）       | ○ABE の様式は、共済会 HP からダウンロードできます。<br>○提出された書類は返却できません。 |
|                     | B 金銭消費貸借契約証書（貸付様式 2）     |                                                     |
|                     | C 収入印紙                   |                                                     |
|                     | D 金額証明・状況確認書類            |                                                     |
| 返済中に新たな貸付を希望する場合    | E 貸付残額の控除について（貸付時）       |                                                     |
| 貸付申込額が 55～300 万円の場合 | F 印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内の原本） |                                                     |

詳しくは、従事者共済会 HP の「貸付金事業」をご覧ください。

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/kyosaikai/2021-1011-1546-35.html>



\*\*\*\*\*

## よくあるご質問

Q1 生活費の貸付は可能か？

A1 生活費の貸付は対象外です。毎月発生することが分かっている費用の貸付は行っていない（ほかに、借入金・ローンの返済、家業・事業用の物品購入や工事、親族への仕送り、投資資金、税金、裁判費用、家賃は対象外です）。共済会の貸付制度は臨時で大きな金額の支払いが生じた場合が対象となります。

Q2 申込書類（貸付金借受申込書・金銭消費貸借契約証書）は、どのように入手すれば良いか？

A2 共済会 HP に掲載しています。勤務先が用意される場合もありますので、事務ご担当者にご確認ください。

Q3 金額証明書類とは？

A3 「見積書」「請求書」「領収書」等、実際に支払いが生じる金額や支払った金額が分かる書類です。

Q4 状況確認書類とは？

A4 「契約書」「学生証」等、申込理由に即した貸付金の使途が分かる書類です。

具体的な書類は下記に掲載しておりますのでご確認ください。

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/kyosaikai/kashituke2.html>



※金額証明書類と状況確認書類は、申込日から 3 か月以内に日本国内で発行された書類が対象となります。

➡2024 年 12 月に申し込む際は、2024 年 9 月以降に発行された書類が必要です。

Q5 申込書類の締切日消印は有効か？

A5 無効です。締切日までに共済会に届かなかった場合は、原則として当該月の貸付はできません。

## 《お問い合わせ先》

〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階

東京都社会福祉協議会 従事者共済会

電話：03-5283-6898（平日：9：00～17：45）